

情報提供

那医発第 152 号
令和 7 年 6 月 16 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「医療機器の保険適用について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖医発第 339 号

令和 7 年 6 月 13 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会

会長 田名 毅



医療機器の保険適用について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、医療機器の保険適用についての通知となっております。

令和 7 年 5 月 30 日付け保医発 0530 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知により、令和 7 年 6 月 1 日から新たに適用となった医療機器が示されております。

詳細につきましては、別紙をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 医療機器の保険適用について (令和 7 年 6 月 5 日 (日医発第 412 号) (保険))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第412号（保険）
令和7年6月5日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
（公印省略）

医療機器の保険適用について

令和7年5月30日付け保医発0530第1号厚生労働省保険局医療課長通知により、令和7年6月1日から新たに保険適用となった医療機器が示されましたので、ご連絡申し上げます。

医療機器の保険適用上の区分の定義につきましては、下記参考のとおりとなります。

（参考）医療機器の区分の定義について

- A1（包括）：当該医療機器を用いた技術が、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法告示」という。）に掲げられている項目のいずれかによって評価され、保険診療で利用できるものであって、A2（特定包括）・A3（既存技術・変更あり）以外のもの。（C1（新機能）、C2（新機能・新技術）又はR（再製造）に相当しないもの）
- A2（特定包括）：当該医療機器を用いた技術が、算定方法告示に掲げられている項目のうち特定のものにおいて評価され、保険診療で利用できる別に定める特定診療報酬算定医療機器の区分のいずれかに該当するもの。（C1（新機能）、C2（新機能・新技術）又はR（再製造）に相当しないもの）
- A3（既存技術・変更あり）：当該医療機器を用いた技術が、算定方法告示に掲げられている項目のいずれかによって評価されるが、算定にあたり定められている留意事項等に変更を伴うもの。（C1（新機能）、C2（新機能・新技術）又はR（再製造）に相当しないもの）
- B1（既存機能区分）：当該医療機器が、特定保険医療材料及びその材料価格（以下「材料価格基準」という。）に掲げられている機能区分若しくは暫定機能区分のいずれかに該当するもの。（C1（新機能）、C2（新機能・新技術）又はR（再製造）に相当しないもの）

- B 2（既存機能区分・変更あり）：当該医療機器が、材料価格基準に掲げられている機能区分若しくは暫定機能区分のいずれかにおいて評価されるが、機能区分の定義又は算定にあたり定められている留意事項等に変更を伴うもの。（C 1（新機能）、C 2（新機能・新技術）又はR（再製造）に相当しないもの）
- B 3（期限付改良加算・暫定機能区分）：当該医療機器を用いた技術は算定方法告示に掲げられている項目のいずれかによって評価されているが、材料価格基準において既存機能区分に対して期限付改良加算を付すことについて中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）における審議が必要なもの。（C 1（新機能）、C 2（新機能・新技術）又はR（再製造）に相当しないもの）
- C 1（新機能）：当該医療機器を用いた技術は算定方法告示に掲げられている項目のいずれかによって評価されているが、中医協において材料価格基準における新たな機能区分の設定について審議が必要なもの。（R（再製造）に相当しないもの）
- C 2（新機能・新技術）：当該医療機器（改良がなされた医療機器を含む。）を用いた技術が算定方法告示において、新たな技術料を設定し評価すべきものであって、中医協において保険適用の可否について審議が必要なもの。
- R（再製造）：当該再製造単回使用医療機器（以下「再製造品」という。）の原型医療機器が、材料価格基準に掲げられている機能区分又は暫定機能区分のいずれかに属するものであり、中医協において材料価格基準における新たな機能区分の設定について審議が必要なもの。（C 1（新機能）、C 2（新機能・新技術）に相当しないもの）
- F：保険適用に馴染まないもの。

（添付資料）

医療機器の保険適用について

（令和 7 年 5 月 30 日付け 保医発 0530 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官）

保医発0530第1号
令和7年5月30日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

医療機器の保険適用について

標記について、別紙のとおり令和7年6月1日から新たに保険適用とするので通知する。

本通知別紙中、承認番号又は認証番号とは、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく承認番号又は認証番号を指すものとする。